

自転車指導啓発重点地区（神栖警察署）

令和4年5月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 交差点での一時不停止



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

3 反射材の着用

薄暮時に外出する際は、反射タスキ等の反射材を着用しましょう。

< 自転車関連人身事故発生状況（R1～R3合計） >

神栖警察署管内

発生件数 **105件**

重点地区発生件数 **16件**



【重点地区】 大野原地区

➤ 選定理由

- ・ 大野原地区には学校や商業施設が多数あり、通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車関連事故が多発傾向（R1～R3合計：16件）
- ・ 信号のない交差点が多く、一時停止しない自転車が多い。

大野原西小学校

神栖第四中学校

大野原小学校

1.0km

1:20,064

重点地区

